

『風の谷のナウシカ』で語られた火の七日間が来ないように、抗い、願い、祈る。

黍稷農季人

どうか、孤立せずに、手をつないでほしい。個人を大事にしながらも、その個人を超えて考える想像 fantasy を、バスチアン・バルタザール・ブックスのように『はてしない物語』をつないでほしい。ぼくは篤農の志に共感して、この人生で不情理に抗ってきた。田舎は排他的であり、都市は無関心である。田舎が健康でなければ、自然も都市も健康を損なう。ぼくは都市民だが、民族植物学者として自然を信仰し、篤農を尊敬しており、山村振興に 50 年ほど任意 voluntary に携わってきた。

それでも、その地で定着し 10 年ほどして、篤農たちの信頼を得て、任意な活動が有益な効果を持つようになると、理不尽な風圧がムラ社会の有力者から掛かり、何度も繰り返し、田舎から排除された。他方で、都市は自然や田舎には無関心を深めている。ぼくは風の谷のナウシカのように孤立無援の虚無に抗い続けてきた。ぼくは本来、人間が好きだし、田舎も都市も好きだ。

どうか、孤立せずに、手をつないでほしい。人々の分断を煽り、孤立を深めるような政治家の政策やマスメディアの言説に乗らないで、個人として自律熟慮していただきたい。

ホモ・サピエンスは本来獰猛で強欲な動物なのだろうか。この特性を穏やかにして社会生活を安寧に営めるようになるには、個人が心の構造と機能とを発達させねばならない。種内に毒をもった個体から善意の個体まで、とても著しい多様性がある。この多様な変異性は生物学的進化に関わる天性の遺伝的なもの gene に、文化的進化に関わる社会性の文化的なもの meme が加わっているので、著しく複雑である。

要点を簡略に述べれば、現代都市民は、自然、生業、生活から離れて、知能を衰微させ、教養を喪失しているのである。自然から遠ざかるにつれて五感は磨かれずに弱まり、博物的知能は発育せず、生業をしなくなれば、技術的知能も発育せず、生活の中身が薄くなれば、社会的知能もやはり発育しない。さらに、過剰に便利な機器に依存すれば、技術的知能も社会知能も衰えるばかりだ。その上、言語知能を外付け情報機器に過剰依存して、仮想化を強めれば、現実言語（知能）も弱くなり、一般知能も委縮して、第 6 感（直感、直観、言い換えれば想像、ファンタジー）も機能せずに、ついに教養は未熟なままで、第 7 感（良心）は発育しないままになる。すなわち、人間は平時にはか弱い自己家畜へと退行進化しているが、戦時は窮鼠猫を噛むように、追い詰められると反転して牙をむきだし、獰猛な動物に化ける。

動物の生活は他の生物の命を奪う捕食によって賄われる。人間とて同じことで、本来は自分の食べ物は自分で捕食する、他種の命をいただくことが基本原則で、生業は原則に従う営みだ。しかし、単なる消費者になった現代都市民には忘れ去られたが、この鉄則はなくなったわけではない。平時には物価の値上がりで大騒ぎする程度であるが、災害時や戦時には飢饉が起り、食料生産の不足、買い占め、隠匿、などにより、飢餓が拡大して、莫大な死者が出る。これは現在も起こっていることで、いつどこで生まれるかによって程度の差はあるが、個人の人生で一度は経験しうることだ。

したがって、食料は家族のためにいくらかの常時備蓄が必要である。家庭菜園も、たとえベランダでのプランタ程度でも、少しでも自給知足で、素のままの美しい暮らしを勧めたい。自治体や国レベルでの食料の備蓄、さらには農業生産の維持促進、食料の安全保障を自治体や国の責務として憲法で保障することが必要だ。戦争は食料生産との関わりで起こる。日本が満州を侵略したのは、狭隘な農地しか有しないのに、農村人口が過剰となった事にもよる。満州に農民はいたのに、彼等の土地を奪うように、満蒙開拓団を送り込んだ。ソビエト連邦がウクライナでしたホロドモールもイスラエルがパレスティナで行っていることも、その事例だ。

ホロドモール（飢餓による殺害）は、1932～1933年（1934）、ウクライナ、北カフカース、クバーニ、カザフスタンで起こされた。ウクライナを標的としたソビエト国家のスターリン独裁による政策が主な原因で引き起こされた大飢饉である。ソビエトの政策に抵抗したウクライナ農民に対する人為的飢饉でジェノサイドであった。1930～1937年の犠牲者数は、農民死亡者1100万人、強制収容所死亡者350万人。（ウクライナ1150万人、北カフカース100万人、カザフ100万人、その他地域100万人であったと言う（wikipedia2022.4.27）。現在のウクライナ侵略はプーチン独裁によって起きているが、ホロドモールの歴史的事実がロシアへの不屈の抵抗になっているのだろう。降伏はジェノサイドになる。

中国の三年大飢饉（大躍進政策による失政）は、1959～1961年（1958～1962）、旱魃と洪水に加えて、主には毛沢東独裁による大躍進政策、人民公社の失策が原因で起きた。農法（ルイセンコ）の転換、農地所有の禁止、農業から工業への労働力転移、地方政府の虚偽・隠蔽であった。1958～1962年の犠牲者数；推定1500万人～5500万人（おおかたが餓死だが、6～8%は拷問処刑）という（wikipedia2022.4.27）。この失政を隠すために、その後1966年に文化大革命を始めた。ロシアや中国の権力者間の闘争、粛清はおぞましい。それを農民や都市民にまで及ぼす、オーウェルの『1984年』そのままの苦界、この世の地獄である。このような不幸を防ぐために、日本国憲法の加筆修正の議論を主権者である国民・市民、個人に求めたい。ぼくは次のように考えてみた。自由闊達な議論がより良い方策を生み出す。どうか、孤立せずに、手をつないでほしい。

第二章 侵略戦争の放棄と自衛隊

第7条（侵略戦争の放棄と自衛隊） 国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動である**侵略戦争 および国際紛争を解決する手段**として、武力による威嚇または武力の行使は、永久にこれを放棄する。

② **災害および侵略に対応し**、国民保護、人命救助のために自衛隊を置く。自衛隊は内閣の責任の下に、自衛隊法に従ってその職務にあたる。

③ 国民は、**災害救助および他国の侵略に対して、自由意思に基づき自衛隊に参加または協働することができる。**

第三章 環境

第8条（環境保全と国民の参画）

国は、いかなる政策を立案、実施する場合にあっても、**環境の保全を優先**し、人と環境が調和した社会の構築を希求し、人の健康的な生活または生態系に重大な影響をおよぼす**人為災害の恐れがある行為に対しては予防原則を遵守**しなければならない。

- ② 国は、地球規模の環境保全が人間共通の課題であることに鑑み、持続可能な社会の構築に関する国際協力を積極的に推進しなければならない。
- ③ 国民は、自然の営みによって形成された、生命の基盤である健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を保全、かつ将来世代に継承する責務を有する。
- ④ 国民は、自然災害への防備のために、地域社会と協働して、国土の保全、管理を行い、生物文化多様性を豊かに回復するように努めなければならない。国と地方公共団体は、国民の学習と参画を保障しなければならない。

第四章 国民の権利および義務（現第三章）

第 23 条（学問研究と教授の自由）

学問研究および教授の自由、大学など研究・教育の場における自治は、これを保障する。

- ② 生命倫理および環境倫理に反する科学技術の産業への応用に関しては、これを保留する。

第 25 条（生存権、国の国民生活環境保全向上義務）

すべて国民は、健康で文化的な生活のために、自然を享受し、生業を営む権利を有し、国はこれを保障する。

- ② 国は、食料および生活資材の自給向上に努め、国民を飢餓に合わせない責務をもつ。
- ③ 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。